

えん罪・狭山事件 56 年 寺尾差別判決 45 カ年糾弾！

事実調べ実施・再審開始の声を集めよう！

10.31 狭山事件の再審を求める 市民集会へ！

■狭山事件の再審を求める市民集会■

〔日時〕 10月31日（木）午後一時開会

〔会場〕 日比谷野外音楽堂

〔主催〕 狭山事件の再審を求める市民集会実行委員会

また、昨年1月には石川さんが書いたとされる脅迫状（犯人が残した唯一の物証）は、99・999・・・%の確率で石川さんが書いたものではない、別人が書いたものと結論づけた筆跡鑑定（福江報告書）も提出されています。確定有罪判決の主軸が完全に崩れ落ち、続々と新証拠が提出されているいま、東京高裁・後藤眞理子裁判長は、再審の理念、刑事裁判の鉄則に則り、すみやかに証人・鑑定人尋問を行い、再審を開始するべきです。

東京各地・職場から、石川さんは無実だ！事実調べ即刻実施・再審開始の声を「O・S」狭山市民集会に集め、一日も早く石川一雄さんを取り戻しましょう。

1963年5月に埼玉県狭山市で発生した狭山事件（女子高校生誘拐殺害事件）は、第三次再審を申し立ててから13年が経過し、大詰めを迎えています。

確定有罪判決の主軸が完全に崩壊する中、多くの国民が東京高裁判事第4部・後藤眞理子裁判長に対して、証人・鑑定人尋問などの事実調べ実施、再審開始を求めています。

地域住民の被差別部落への差別意識、警察の予断と偏見にもとづく部落への集中見込み捜査により、被差別部落民・石川一雄さんが別件不当逮捕され、犯人にでっち上げられてしまってから56年が経過し、逮捕当時24歳だった石川さんは80歳になってしまいました。しかし、石川さんは一貫して無実を叫び「事実調べさえ行われれば、私の無実は必ず証明される」と訴え続けています。

第三次再審段階だけでも、石川さんの無実を証明する新証拠が211点も東京高裁に提出されています。2018年8月に提出された下山第2鑑定では、有罪判決の重要証拠である石川さん宅から発見された被害者のものとされる万年筆からは、被害者が事件直前まで使っていたインクに含まれているクロム元素がまったく検出されなかった。発見万年筆は被害者のものではない。偽物であり、証拠のねつ造であることが証明されました。



事実調べさえ行えば、必ず無実は証明
されると訴える石川さん（東京高裁前にて）

狭山東京実行委員会